

年金記録問題の概要

平成25年3月26日

厚生労働省年金局

日本年金機構

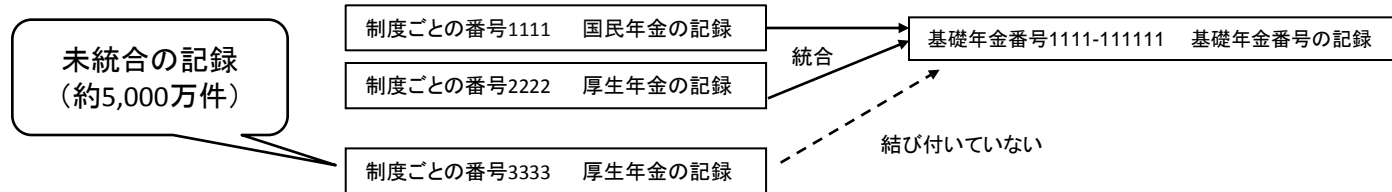
1 年金記録問題の概要

未統合記録 (5,095万件) 問題

<基礎年金番号に統合されていない年金記録の問題>

○ 年金記録は平成9年以降、国民一人に一つの番号(基礎年金番号)で管理されているが、平成18年6月時点で、どの番号にも結び付いていない約5,000万件の年金記録が存在

(未統合の記録のイメージ図)



記録の内容に誤りがある 問題

<誤りのあるコンピュータ記録の問題>

○ 年金記録は当初、紙台帳で管理されていたが、その後、コンピュータによる管理方法に順次変更された。その際、紙台帳の記載内容が正しく移し換えられず、誤っている記録が存在。

○ 国の厚生年金記録と厚生年金基金が保有する基金記録の内容が異なっている記録が存在。

2 年金記録問題への対応状況

25年1月末時点

		対 策		
		事 項	内 容	備 考
I 未統合記録 (5,095万件) 問題 どの基礎年金番号にもつながっていない被保険者記録をご本人の基礎年金番号に結びつける	①特別便	全ての受給者・加入者に加入記録を送付し、漏れや誤りを本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 名寄せ特別便 19年12月～20年3月 全員特別便 20年4月～20年10月 送付数 約1億873万人	
	フォローアップ 照会	20年3月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録が結び付く可能性の高い方約88万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認。 21年10月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施し、23年3月までにほぼ終了。		
	②黄色便	未統合記録約5000万件について、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネットという。’)や旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年6月～21年12月 送付数 約262万人	
	加入期間10年未満 の黄色便	黄色便の対象外としていた加入期間が10年未満の記録について、年金確保支援法の成立により、過去10年に遡って国民年金の保険料の納付が可能となり、10年未満の記録であっても年金受給と結び付く可能性があることや、受給資格期間を10年に短縮する法案が提出されたことを考慮し、住基ネットとの突合せにより持ち主の可能性が高い方について、黄色便を送付する。	送付時期 24年6月～7月 送付数 約45万人	
	③グレー便	マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録がご本人の記録である可能性がある方約68万人に対して送付し、記録の確認作業を行った。	送付時期 20年5月 送付数 約68万人	
	共済年金受給者の フォローアップ	グレー便の送付において、突合せができなかった共済年金受給者について、住基ネットからカナ氏名を取得し再度突合せを行い、一致したものに対して、個別に確認作業を実施した。	確認作業時期 24年3月～ 対象者数 1,979人	
	④定期便	全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしている。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年4月～ 送付数 22年度 約6,610万人 23年度 約6,525万人	
	⑤受給者便	厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがな いかをご本人に確認していただいた。 「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。	送付時期 21年12月～22年11月 送付数 約2,632万人	
	⑥再送付便 (未送達)	(ア)受給者便の未送達の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付した。 (イ)「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が未送達となっている方のうち、「住基ネット」との突合せにより住民票コードの収録ができた方に対して、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、ねんきん定期便を再送付した。 (ウ)黄色便や無年金・未請求者関係のお知らせの未送達の方に対し、住基ネットから提供を受けた直近の住所情報をもとに、改めて送付する。	送付時期 24年2月 送付数 約2万人 送付時期 24年3月 送付数 約51万件 送付時期 25年3月(予定) 未送達人数 ・黄色便 約3万人 ・無年金・未請求者関係通知 約1万人	

	対 策		
	事 項	内 容	備 考
II 記録の内容に誤りがある問題 厚生年金の加入期間や標準報酬、国民年金の納付記録等に誤りがあるものについて適正化を図る	①紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ	高齢の年金受給者の方などから順番にコンピュータ記録と紙台帳等の内容を照合し、不一致があった場合には、ご本人にお知らせし確認いただいた上で年金記録を訂正している。	実施時期 22年10月～
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	国民年金特殊台帳(国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したもの)とオンラインの納付記録との突合せを行った。	実施時期 20年5月～22年6月
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ	国の被保険者記録と厚生年金基金記録の突合せ作業を行い、これらの記録の適正化を進めている。	実施時期：22年4月～
	④標準報酬等の遡及訂正事案	不適正な標準報酬等の遡及訂正処理が行われた可能性がある記録として抽出した以下の3条件に該当する記録について記録の回復を進めている。 ・標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。 ・5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。 ・6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	実施時期：20年10月～
	⑤定期便・受給者便等	(前項①～⑥参照)	
III その他	年金事務所段階における記録回復	年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、総務省年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。 ・厚年遡及訂正事案(給与明細等がある場合、約6.9万件該当事案等) ・厚年脱退手当金事案(いわゆる「まだら事案」等) ・厚年事案(確定申告書等がある場合、1年以下または2年以下の未納期間等) ・包括的意見による基準(賞与事案、同一企業等内転勤事案等)	実施時期 20年4月～
	総務省年金記録確認第三者委員会	年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を行う。	実施時期 19年6月～
	脱退手当金支給の事実確認	脱退手当金の支給日前に脱退手当金の計算の基礎とされていない被保険者期間がある方に対して実際に脱退手当金の支給を受けたかどうかを確認いただくためのお知らせの送付を行った。	実施時期：平成22年9月 送付数：約14.3万人
	年金未請求者に対する勧奨	年金受給資格を有しながら請求をされていない方などに対し、請求を行っていただくよう手続きの勧奨を行った。 ①年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に対するお知らせ ②70歳までの保険料納付により受給期間を満たす方に対するお知らせ ③オンライン記録上25年の受給資格期間を満たさない方に対するお知らせ	実施時期及び送付件数 ①22年9月：約6.5万人 ②22年9月：約1.6万人 ③21年12月：約50万人

3 対策の成果

()内はデータの時点

課題	対策	回復人数等
I 未統合記録(5,095万件)問題	特別便等各種便①～⑥ (24年12月末)	1,324万人(平成18年6月以降) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;"> 受給者638万人 被保険者等686万人 </div>
II 記録の内容に誤りがある問題	①紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ (24年11月末)	908,366人 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;"> 回復見込額の累計(年額)約124億8千万円 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円 </div>
	②国民年金特殊台帳とコンピュータ記録の突合せ (24年12月末)	7.9万件 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;"> 増額となった方一人当たり平均(年額)約1.4万円 </div>
	③被保険者記録と厚生年金基金記録との突合せ (24年12月末)	362,369件 (一つのオンライン記録につき複数の不一致の理由がある場合はそれぞれを1件と計上。)
	④ 標準報酬等の 遡及訂正事案	2万件戸別訪問調査 (従業員事案1,602件) (24年12月末)
年金事務所段階における記録回復 (2万件戸別訪問調査対象者以外を含む) (24年12月末)		5,021件

記録訂正による
受給者の年金額(年額)
の増額の累計
(平成20年5月以降)

840億円(218万件)

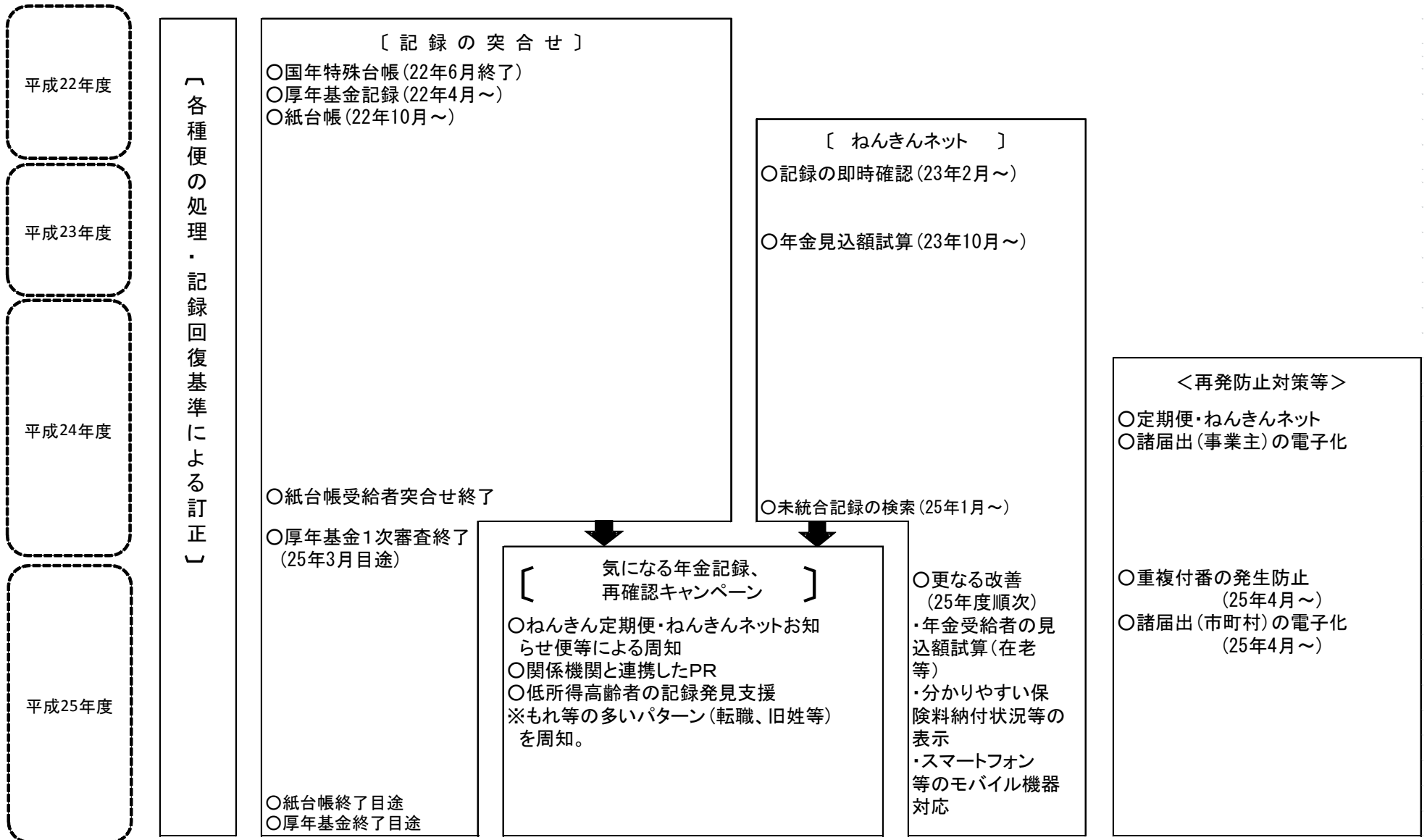
65歳から受給した
場合の回復総額
(生涯額)
約1.7兆円
(24年12月)

※1 無年金者からの回復事例 … 平成20年5月以降に無年金の状態から年金受給者となった方は、590件(平成24年12月)

※2 特例保険料の納付 … 第三者委員会のあっせんが行われた事例のうち、事業主から保険料の納付が行われたのは、43,385件、約48億円(平成24年11月)
(納付を勧奨した件数56,544件のうち約77%、特例納付保険料の総額約72億円のうち約66%)

※3 65歳から受給した場合の回復総額 … 記録訂正による受給者の年金額(年額)の増額の累計である840億円を、65歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の65歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した額

4 年金記録問題へのこれまでの取組みと今後の対応



5 未統合記録(5,095万件)の状況と今後の対応

<平成24年12月時点>

<説明された記録> 2,895万件	① 基礎年金番号に統合済みの記録 1,689万件
	② 死亡者等の記録 1,206万件 (ア. 死亡したと判断される者の記録 654万件 イ. 脱退手当金受給済み等の記録 552万件)

人数ベース 1,324万人

(受給者 638万人
被保険者等 686万人)

<説明作業中 又はなお説明を 要する記録> 2,201万件	③ 現在調査中の記録 5万件 (ご本人からの回答に基づき日本年金機構で記録を調査中)
	④ 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録 908万件 (ご本人から未回答のもの 「自分のものではない」と回答のあったもの 未送達のもの 等)
	⑤ 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録 961万件 (死亡していると考えられるもの 国外に転居していると考えられるもの 届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの 等)
	⑥ ③~⑤の記録と同一人と思われる記録 327万件

・10年未満の記録についても黄色便を送付(24年6月)
・特別便、定期便の未送達者に対して直近の住基情報と突合の上、再送付(24年2月)

日本年金機構における紙台帳検索システムを用いた持ち主検索作業(23年8月)

ねんきんネットでの検索(25年1月末)